2021年度　限度額を超えた随意契約一覧表　　部局名：地域振興部　　2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	地域振興部	地域づくり推進課	2021年 4月1日	長崎県しまの産品振興による地域活性化推進業務委託	70,400,000	東京都新宿区四谷１丁目１０－２ 一般社団法人　離島振興地方創生協会 理事長　千野和利	本業務は、しまの産品の振興による地域活性化を図るため、しまで生産される産品の販路拡大をはじめ、消費者視点を重視した商品開発や生産拡大・販売体制の整備など、しまの産品の生産から販売までの取組を一体的に支援するものであり、実施にあたっては、食品流通に関する高度な専門性を有し、かつ本県しまの産品の実情を熟知していることが特に重要であることから、本業務を着実に実施できる契約の相手方は、離島地域等を中心に食品関連産業の活性化による離島振興・地方創生を目的として設立された「一般社団法人離島振興地方創生協会」以外にないため。	第167条の2第1項 第2号
2	地域振興部	地域づくり推進課	2021年 4月27日	地域おこし協力隊支援事業業務委託	7,931,260	東彼杵郡波佐見町鬼木郷1159 一般社団法人長崎県地域おこし協力隊ネットワーク 代表理事　久米川泰伸	当事業は、県内地域おこし協力隊（OB・OGを含む。以下「協力隊」という。）に関して、相談対応、研修会の企画・運営、アドバイザー派遣及び募集等に係る情報発信を行うものである。 「一般社団法人長崎県地域おこし協力隊ネットワーク」は、協力隊の支援等を行うことを目的に令和3年4月に設立され、県内において協力隊の活動経験がある者や活動地域において起業した経験を持つ者を中心に構成されている。 また、同団体の代表者をはじめとする各理事は、当課が令和２年度に一般社団法人移住・交流推進機構（「ＪＯＩＮ」）の支援を受けて実施した「地域おこし協力隊ＯＢ・ＯＧネットワークづくり推進事業」において、県内でのネットワーク立ち上げに向けて、先進地視察や現役協力隊員向け研修会の企画・運営を担ってきた経過がある。 なお、同団体は、県内の協力隊ＯＢ・ＯＧとの人脈も有するほか、ＪＯＩＮからも継続して支援を受けられる体制が整っており、本委託業務を遂行するための専門的なノウハウや人的ネットワークを有している。 以上により、本業務を遂行できるのは、県内において、一般社団法人長崎県地域おこし協力隊ネットワークのみであり、契約相手は同団体に限られる。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度　限度額を超えた随意契約一覧表　　部局名：地域振興部　　2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
3	地域振興部	地域づくり推進課	2021年 6月18日	集落対策研修会業務委託契約	2,090,000	長崎市東山手町８－１８ 一般社団法人　ナガサキベイデザインセンター 代表理事　梅元　建治	本業務は、2040年問題にも対応するため、県内全域での地域運営組織の設立の実現を目指し、集落対策の主体である市町の幹部職員や一般職員等を対象に、市町の取組段階に応じて、体系的なスキルアップ研修の企画・立案・実施を一括して委託する業務である。県内全域での組織設立の実現に向けて、未だ設立の動きがない市町の取組を促すには、H30年度スクラムミーティングをきっかけに複数の市町が動き出したように、県内の具体的な取組事例を共有することが不可欠であることから、今回委託する研修内容の中心は、県内で先進的に取り組まれ、かつ他市町の模範となりうる平戸市、五島市等の具体的な取組事例を中心に共有しながら、住民と協働でのワークショップ等開催手法、組織を立ち上げるまで、そして活動を開始するまでの課題克服手法を習得することに主眼を置くものである。 このような研修内容の実施にあたっては、具体的な取組事例についての専門的知識を持ち、また、平戸市や五島市等において、まちづくり計画策定に向けたワークショップを実施する等の実績があり、かつ県内各地に地域づくりのリーダーとのネットワークを多く有している一般社団法人ナガサキベイデザインセンターに委託することが最も適当である。	第167条の2第1項 第2号
4	地域振興部	地域づくり推進課	2021年 7月9日	しまの事業者人材確保支援業務委託	3,839,000	東京都港区六本木三丁目２番１号 ディップ株式会社 代表取締役　冨田英揮	本業務は、平成29年度施行の「有人国境離島法」に基づき創設された国の支援制度である「雇用機会拡充事業」を活用し、雇用増を伴う事業拡大等に取り組む事業者等による島外からの人材確保を支援することを目的としている。 具体的には、求人広告会社と連携し、関係市町において、事業者の採用力向上を図るセミナー等を開催し、セミナーの参加事業者等に対して、求人広告会社が有する広告媒体への求人広告出稿を働きかけることで、特に都市部からの人材確保を支援することとしているが、しまの事業者の採用力向上の意識改革に向けた創意工夫に加え、都市部人材とのマッチングや求人広告等の深い知見・ノウハウ・実績等を有する事業者に委託する必要がある。 しかしながら、本県にはこうしたノウハウが少なく、県単独で、具体的なプロモーションの手法、広告媒体の指定等を行い、それぞれの算定を行うことは非常に難しく、これらを記載できなければ、仕様書において具体的な積算をすることは困難である。 そのため、複数の民間事業者から企画提案を募り、その中から最も優れたものを選定することで、事業効果の最大化を図る必要がある。 以上の理由により、価格競争に適さないことから、公募型プロポーザル方式を採用するものである。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度　限度額を超えた随意契約一覧表　　部局名：地域振興部　　2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	地域振興部	地域づくり推進課	2021年 8月5日	子・孫ターンに係るＵＩターン促進のための新聞広告掲載業務	3,300,000	長崎市茂里町３－１ 株式会社　長崎新聞社 代表取締役社長　徳永英彦	移住施策においては、本県とのつながりが強いUターン者を増加させることが重要であり、コロナ禍の中、県外在住の本県出身者にはたらきかけるには、帰省時期に合わせて、県内の方を通して情報を伝えてもらうといったことが効果的である。 本業務は、夏季休暇シーズンの帰省がかなわなかった本県出身の方などに対し、県内在住の方を通じて、本県へのＵターン施策及びながさき移住サポートセンターをＰＲすることを目的として、県の広報誌や県政番組、交通施設へのポスター掲出に合わせて重層的な広報活動を実施し、媒体同士による相乗効果を高め、可能な限り多くの方にＰＲを行うための広告である。 当該業務の効果を最大限に引き出すためには、県内最大の部数（約１７万部、占有率約５３パーセント）を発行しており、県内在住の方を通じて一人でも多くの本県出身の方に周知を図ることが可能な長崎新聞にＰＲ広告を掲載することが最も適当である。	第167条の2第1項 第2号
6	地域振興部	地域づくり推進課	2021年 8月13日	土石流被災家屋保存公園内の被災家屋保全にかかる予備調査業務委託	1,782,000	東京都千代田区一ツ橋２－５－５　岩波書店一ツ橋ビル１３F 株式会社　文化財保存計画協会 代表取締役　矢野　和之	本調査業務は、雲仙・普賢岳噴火災害時の土石流で被災した家屋の維持補修工事の実施を念頭に、被災家屋の内部状況（土砂の進入具合や躯体の傷み等）を、調査員の安全性を確保しつつ、可能な限り確認・記録するものであるが、被災家屋は通常の建築物と異なり、その大部分が土中という特殊な環境下にあるため、一般の事業者ではなく、文化財建造物の保存など特別な知見を有する者である必要がある。 見積選定業者は、全国各地の文化財建造物等の保存修理に伴う調査、設計監理業務を受託し、県内では出島復元整備（長崎市事業）に携わるなど、経験に裏打ちされた知見を有しており、今後の本格的な調査や設計・施工を見据えた効果的な業務を遂行できると考えられる。 また、当該業者は、令和元年度に被災家屋の簡易な目視調査業務を実施しているため概況把握ができているとともに、令和２年度には、地元自治会や民間団体、行政関係者をメンバーとして開催した「土石流被災家屋保存公園の補修等整備のあり方検討委員会」にも、アドバイザーとして参加しており、専門的な知見だけでなく、被災家屋に関するこれまでの経緯や本公園に対する地元の考え方、議論の方向性等についも熟知している。 これらの観点から、本調査業務を適切に遂行できる業者は他に見当たらず、相手方が特定される。 以上の理由により、契約の性質、目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び長崎県財務規則第106条第2項の規定により随意契約とし、１者見積とする。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度　限度額を超えた随意契約一覧表　　部局名：地域振興部　　2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	地域振興部	地域づくり推進課	2021年 9月17日	雲仙岳災害記念館中央監視装置システムの一部更新業務	6,600,000	福岡県福岡市博多区冷泉町4-20 島津博多ビル5F ジョンソンコントロールズ株式会社　九州支店 支店長　内田幸生	本業務は、雲仙岳災害記念館の電気室内に設置されている中央監視装置システム（以下、「システム」という。）のうち「中央監視装置」及び「情報集約装置(ネットワークコントローラ」を更新する業務であり、当システムは施設内の空調設備、防災設備、衛生設備、熱源機、電気設備等の自動化、故障の監視・記録などを行っている。 システム全体を一括更新する場合、工事に約1ヶ月の期間を要し、その間は無監視状態となることから、公共施設である記念館を長期休館する必要が発生するため、部分的に更新するものである。 加えて、新規設置と異なり、運用中の建物において更新をかける本業務はリスクが非常に高く、これまでに蓄積されたデータベース移行や更新後のシステムの各種設定、既存の計装機器類との調整等の実施にあたっては、既存設備に対する知識及び技術を必要とするとともに、施工後の機能確保の責任の一貫性を持たせる必要があることから、既存システムの製造業者であるジョンソンコントロールズ株式会社と随意契約を締結するものである。	第167条の2第1項第2号
8	地域振興部	地域づくり推進課	2021年 10月1日	県内離島地域の魅力発信に係る広告掲載業務	2,400,000	長崎市茂里町３－１ 株式会社長崎新聞社 代表取締役社長　徳永英彦	有人国境離島法の施行から５年目を迎え、離島において雇用創出や事業拡大のための支援施策が図られる中で、一部離島においては人口の社会増を実現するなど一定の成果が現れてきている。一方で、雇用機会拡充事業の活用事業者が年々減少しており、Ｒ３年度の目標の達成は厳しい状況にある中、活用事業者の掘り起しや島外からの人材確保が特に重要であるとともに、法が目指す社会増減の均衡のためには、若者の島外流出についても対策を講じる必要がある。 このため、本県の若者に対し、離島で働く魅力や楽しさなどを様々な角度から伝えることで、離島での就職や創業を考える機会を創出し、離島への移住・定住の促進、人口の社会減の抑制につなげることを目的とし、離島の魅力を伝える情報を掲載し発信することで若者層に訴求する。 株式会社長崎新聞社が発行する情報誌NRは県内の若者をメインターゲットに、業界案内や県内企業に勤める若手社員の声を掲載し、県内就職に関する情報発信を行っている。また、長崎新聞社については、同社が発行する長崎新聞の県内占有率が１位であり、情報誌NRは同新聞に折り込まれるほか、県内すべての高校、大学、専門学校に配布されている。このことから、当該業務の効果を最大限引き出すには、長崎新聞社が発行している情報誌NRに広告を掲載することが必要である。	第167条の2第1項第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度　限度額を超えた随意契約一覧表　　部局名：地域振興部　　2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	地域振興部	地域づくり推進課	2021年 11月25日	LINEを活用した移住相談業務のデジタル化業務委託	23,328,800	東京都渋谷区渋谷３丁目２８番１３号　渋谷新南口ビル 株式会社クラブネッツ 代表取締役　冨安　仁	本業務は、移住者数の目標：令和7年度に3,200人の達成に向けて、新規相談者の拡大と相談者の移住熟度を高めていくための対応能力の向上を目的に、LINEを活用し、主に次の機能を備えた移住相談システムを構築するものである。 ①チャットボットによる24時間365日の相談対応 ②相談者（LINE友だち登録者）の属性に応じた情報配信 ③ながさき移住倶楽部のデジタル化（スマートフォン上でのながさき移住倶楽部登録、特典利用、相談会予約、アンケートなどができるマイページの構築） ④移住倶楽部新規登録データの既存移住者支援システムへの連携 システムの構築には、LINEサービスや既存の移住者支援システムとの連携、システムの設計やプログラミング、セキュリティ対策等のほか、デザイン性、レイアウト、各種機能、運用・管理手法などといった高い専門性や企画立案能力が求められるが、県は十分なノウハウを有しておらず、仕様等を定めることが困難である。 そのため、複数の民間事業者から企画提案を募り、その中から最も優れたものを選定することで、事業効果の最大化を図る必要がある。 以上の理由により実施した公募型プロポーザル方式により採用された者に契約の相手方が特定される。	第167条の2第1項第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度　限度額を超えた随意契約一覧表　　部局名：地域振興部　　2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	地域振興部	地域づくり推進課	2021年 12月14日	ＵＩターン・リモートワーク等Ｗｅｂプロモーション業務委託	14,520,000	長崎市馬町24-2 株式会社　九州博報堂　長崎支社 支社長　山口　正剛	本業務は、主に都市部在住の概ね20代から40代の方で、地方での暮らしに関心がある方、或いは都市部の企業及び社員、個人事業主等をターゲットとして、これまでに県で制作したＰＲ動画も積極的に活用し、プロモーションを行うことで、本県の移住に関する受入促進サービスの認知度向上及び県及び県内市町がリモートワーク・ワーケーションの誘致に積極的に取り組んでいることの認知度向上を図ることを目的とするものである。 本プロモーションにおいてはWEB広告を活用し、プロモーションの効果を最大限に高めることを想定しており、事業の実施にあたっては、それぞれの媒体の特長を活かして広告閲覧者を惹きつけ、視聴やアクセスにつなげるための多種多様な手法が想定される。 また、コロナ禍を通し情報発信手法や情報発信技術が日々進化していく中、県外のターゲット層へ訴求を高めていくためには、最新の知見を有する民間の企画力を活用することが有効である一方、県において各媒体の強みを活かした具体的なプロモーションの手法や媒体の利用方法を仕様として定めることは困難である。 そのため、複数の民間事業者から企画提案を募り、その中から最も優れたものを選定することで、事業効果の最大化を図る必要がある。 以上の理由により実施した公募型プロポーザル方式により採用された者に契約の相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度　限度額を超えた随意契約一覧表　　部局名：地域振興部　　2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	地域振興部	地域づくり推進課	2021年 12月21日	土石流被災家屋保存公園内の被災家屋Ａ棟内部調査業務委託	4,477,000	東京都千代田区一ツ橋2-5-5 株式会社 文化財保存計画協会 代表取締役　矢野　和之	本調査業務は、雲仙・普賢岳噴火災害時の土石流で被災した家屋の維持補修工事の実施を念頭に、ほぼ地中に埋まっている被災家屋Ａ棟の内部状況を把握するために、建物に仮補強等の適切な措置を施し、建物内に入って必要な調査を行うものであるが、被災家屋は通常の建築物と異なり、その大部分が土中という特殊な環境下にあるため、一般の事業者ではなく、文化財建造物の保存など特別な知見を有する者である必要がある。 見積選定業者は、全国各地の文化財建造物等の保存修理に伴う調査、設計監理業務を受託し、県内では出島復元整備（長崎市事業）に携わるなど、経験に裏打ちされた知見を有しており、今後の設計・施工を見据えた効果的な業務を遂行できると考えられる。 また、当該業者は、令和２年度に地元自治会や民間団体、行政関係者をメンバーとして開催した「土石流被災家屋保存公園の補修等整備のあり方検討委員会」にアドバイザーとして参加していることから、被災家屋に関するこれまでの経緯や本公園に対する地元の考え方、議論の方向性等についても熟知しているとともに、今年度（８～１０月）には被災家屋の予備調査業務を実施しているため、専門的な見地から概況把握もできているところである。 これらの観点から、本調査業務を適切に遂行できる業者は他に見当たらず、相手方が特定される。 以上の理由により、契約の性質、目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び長崎県財務規則第106条第2項の規定により随意契約とし、１者見積とする。	第167条の2第1項第2号
12	地域振興部	地域づくり推進課	2022年 1月20日	移住者支援システム改修業務委託	1,562,000	長崎市尾上町5-6 NBC情報システム株式会社 代表取締役　藤原正義	本業務は、今年度県で実施中の「LINEを活用した移住相談システム（仮称）」の構築に連動して、現在ながさき移住サポートセンターが運用している「移住者支援システム」（移住相談者情報、対応履歴、就職・住まい探し支援情報等の管理システム）の改修を行うもの。 今回の改修は、移住相談システム（仮称）で登録された移住相談者情報やアンケート回答情報、移住倶楽部特典利用状況等とのデータ連携に係るものであり、本業務を実施できるのは、当該システムの開発を行いシステム構成やプログラム全般を把握し、更に維持管理保守業務の中でながさき移住サポートセンターの業務を理解している「NBC情報システム株式会社」に特定される。	第167条の2第1項第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度　限度額を超えた随意契約一覧表　　部局名：地域振興部　　2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	地域振興部	市町村課	2021年 4月1日	令和３年度市町村分普通交付税等算定事務の電算処理委託	2,308,350	東京都千代田区一番町２５番地 地方公共団体情報システム機構 理事長　吉本　和彦	当該算定事務に係るシステムについては、地方公共団体情報システム機構が開発しており、全国ネットで各都道府県と結ばれている。 また、普通交付税算定事務は、総務省と各都道府県とのデータの確認を行いながら実施する業務であるが、総務省が示している「市町村分普通交付税等算定事務電子計算機処理実施要綱」においても、当該業務を実施するにあたり、データの送受信及びデータ処理については、地方公共団体情報システム機構と行うこととの指定があるため、業務を履行できるのは、当機構しかない。 本委託業務契約に関しては、上記の理由から相手方が限定されるため、昨年同様１者見積の随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
14	地域振興部	市町村課	2021年 10月12日	第49回衆議院議員総選挙選挙公報及び第25回最高裁判所裁判官国民審査審査公報輸送業務	1,320,000	長崎市岩川町6番5号 日本通運株式会社　長崎支店 支店長　飛永　哲郎	○第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査（以下「衆議選」という。）の選挙公報及び審査公報（以下、「公報」という。）を公示日の2日後・3日後に長崎新聞社において印刷するが、公報を速やかに各市町・地方書記室に輸送する必要がある。 ○公報は大量であり、これを輸送するためにはトラック15台程度を確保する必要がある。また、公報をすぐさまトラックに積み込んで輸送するなど、印刷業務と輸送業務が連動する必要があるが、本輸送業務の仕様（輸送計画）を作成するためには、長崎新聞社（印刷者）との協議が必要である。 ○当該協議を実施するためには選挙期日の確定が前提となるため、本輸送業務は選挙期日確定後しか発注をすることができない。 ○ついては、選挙期日決定から一般競争入札に必要な期間（公告から入札まで10日間）を確保することが困難であり、自治令167条の2第1項第5号を適用し、随意契約（見積合わせ）とした。	第167条の2第1項 第5号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度　限度額を超えた随意契約一覧表　　部局名：地域振興部　　2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	地域振興部	市町村課	2021年 10月14日	第49回衆議院議員総選挙（比例代表）及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における視覚障害者用「選挙（審査）のお知らせ」の購入	2,517,578	東京都新宿区西早稲田２－１８－２ 社会福祉法人日本盲人福祉委員会 理事長　竹下義樹	衆議院議員総選挙において、視覚障害者の投票に便宜を図るため、点字、音声及び拡大文字による比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の「選挙のお知らせ（選挙公報・審査公報）」を準備するよう、毎回、総務省から各都道府県選挙管理委員会に通知がある。 「選挙のお知らせ」については、期日前投票が公示日の翌日から始まることを考慮すると、できる限り早く視覚障害を持つ有権者に届ける必要がある。 「選挙のお知らせ」を県が作成するためには、選挙公報・審査公報に記載の文字等の読み順、読み方等の詳細な情報が必要になるが、県選挙管理委員会は小選挙区選出議員選挙の管理執行をする機関であり、比例代表選挙の名簿届出政党等及び最高裁判所と接点がなく、選挙の管理執行業務の流れの中で当該情報を入手する機会がない。 このような状況の中、（社福）日本盲人福祉委員会は、国内で唯一、各政党等及び各審査対象裁判官の選挙公報・審査公報の記載内容を独自に各政党等及び最高裁判所から入手し、調査のうえ選挙のおしらせを作成しているもの。 したがって、本購入契約に関しては相手方が限定されるため、１者見積もりの随意契約とする必要があるものである。	第167条の2第1項 第2号
16	地域振興部	市町村課	2022年 3月24日	住民基本台帳ネットワークシステムの維持・管理支援業務委託	10,312,500	長崎市万才町７番１号 日本電気株式会社長崎支店 支店長　木村　雅晴	本委託業務については、従来一般競争入札により契約を行っていたが、平成２９年度から令和元年度にかけて１者応札が続いた。これ以上の仕様書の見直し等が困難であったため、令和２年度分における入札（令和２年３月実施）において、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期及び入札執行時期を見直したうえで、一般競争入札を実施した。しかし、結果として令和２年度分の入札においても１者応札となった。 この結果を受け、本委託業務については、会計課長通知「１者応札への対応について」に基づき、令和３年度から随意契約に移行し、令和４年度においても同通知に基づき随意契約とした。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度　限度額を超えた随意契約一覧表　　部局名：地域振興部　　2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	地域振興部	市町村課	2022年 3月31日	住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務委託	31,244,149	東京都千代田区一番町２５ 地方公共団体情報システム機構 理事長　吉本　和彦	住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの構築には、 ・パターンＡ　新規に住民基本台帳ネットワークシステム専用回線を整備 ・パターンＢ　県と各市町村とを結ぶ既存のネットワークを利用 ・パターンＣ　全国ネットワークと一体のネットワークとして、全国の本人確認情報の集積、保存、提供を行う法定機関である地方公共団体情報システム機構（以下、機構という）に委託 の３つのパターンから選択することとなっているが、本県においては、県と市町村とを結ぶ既存のネットワークを持たないため、パターンＢによることはできない。 パターンＡとパターンＣを比較した場合、新規に専用回線を整備する必要のあるパターンＡは独自回線の設置準備に相当の期間を要するとともに新たに県内ネットワークを構築するための費用11,994千円のほか、年間委託額51,508千円が必要と試算され、費用面においてパターンＣの方が有利である。 また、機構は住基ネットワークの全国の本人確認情報の集積、保存、提供を行う法定機関であり、全国の住民基本台帳ネットワークシステムを構築し運営している実績があることから、障害発生の対応を最も熟知しており、全国ネットワークと一体として本県ネットワークの管理を行うことで、適切かつ迅速な対応が可能である。 以上の理由により、機構とのパターンCによる随意契約とした。	第167条の2第1項第2号
18	地域振興部	市町村課	2022年 3月31日	住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る業務委託	7,133,346	東京都千代田区一番町２５ 地方公共団体情報システム機構 理事長　吉本　和彦	住民基本台帳ネットワークの都道府県サーバに関しては、従前は47都道府県が各々サーバを調達し保守管理運用を行っていたが、平成26年1月から、経費削減と職員の事務負担軽減を目的として、47サーバが1箇所に集約されるに至り、本県もこれに参加している。 集約サーバの構築は、地方公共団体情報システム機構（全国の本人確認情報の集積、保存、提供を行う法定機関）が行なっており、その運用監視についても、同機構に委託することが安全かつ効率的であることから、各都道府県の総意により地方公共団体情報システム機構と業務委託契約を締結し、運用に必要な経費を委託料として負担することとなっている。 したがって本業務の委託先は地方公共団体情報システム機構に限定される。	第167条の2第1項第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度　限度額を超えた随意契約一覧表　　部局名：地域振興部　　2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	地域振興部	土地対策室	2021年 4月1日	令和３年長崎県地価調査基準地の鑑定評価業務委託	33,238,920	長崎市興善町４－６ 公益社団法人　長崎県不動産鑑定士協会 会長　三浦　純一	本調査は、県内447地点という多くの基準地を、7月1日を基準日として限られた期間内に鑑定評価し、かつ、その鑑定結果を総合的に分析・調整する必要があるが、県内で本業務を遂行できるのは、県内全ての不動産鑑定登録業者を構成員とする、公益財団法人長崎県不動産鑑定士協会のみであるため。	第167条の2第1項 第2号
20	地域振興部	新幹線対策課	2021年 6月3日	西九州新幹線二次交通実証運行等業務委託	9,724,000	長崎市葉山1-28-1 株式会社ケー・シー・エス長崎営業所 所長　佐野　正	本業務は、R2年度の予約制乗合バスの実証運行及びフリーきっぷの実証販売の結果を踏まえ、再度実証を行うものである。 　R2年度の実証運行等業務は総合評価方式による一般競争入札により業者決定を行ったが、入札公告（6月）から契約（8月）まで約1ヵ月半、その後、事業者間の調整や運輸局への許認可申請等に約3ヶ月を要し、実証運行の開始が11月下旬（実証販売は12月下旬）となった。 今年度、新型コロナ感染症の影響を受けるおそれの少ない夏季または秋季にかけて実証を実施し、十分なPR期間を確保するためには、早期に随意契約行うことが必要であり、昨年度構築した運行手法や予約システム等を活用することで迅速に事業者間の調整や、関係機関への許認可申請を行うことができる相手方は、R1年度の実証運行実施計画作成等業務、R2年度の本業務を受託し、本業務に精通した（株）ケー・シー・エスに限られる。 なお、R1年度及びR2年度の一般競争入札においては、いずれも同者の1者応札であった。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度　限度額を超えた随意契約一覧表　　部局名：地域振興部　　2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	地域振興部	新幹線対策課	2021年 8月3日	西九州新幹線開業PR動画作成等業務委託	5,896,000	長崎市大黒町14-5　ホテルニュー長崎B1F JR九州エージェンシー株式会社長崎支店 支店長　田口　直幹	本業務は、令和4年秋の九州新幹線西九州ルート開業に向け、日々変わりゆく建設中の新幹線駅や駅周辺の工事現場の様子、経済団体等の若手が県全体の気運を盛り上げる仕組みづくりへの取組の様子、新幹線開業をわくわく・どきどきで待っている長崎県民の様子や長崎県の観光、グルメ等も盛り込んだ動画の作成であり、特にR3年度は開業1年前を迎えるため、関西・中国等からの誘客促進を図　　る上でも、動画の内容でインパクトの大きさが左右されるため、その動画を活用した効果的な広報に係るアイデアの提案を委託するものであり、戦略的なプロモーション（動画制作、メディアの利活用等）に深い知見や企画立案能力を有し、かつ、業務を効果的に実施できる事業者に委託する必要がある。 また、動画の構成・演出や脚本の作成及び効果的な広告媒体の選定方法などについて、県で企画するよりも民間の企画力を活用することが、ターゲットにしっかり訴求するものになる。さらに、本県にはこうしたノウハウが少なく、県単独で動画の出演者の選定や演出、具体的なプロモーションの手法、使用する媒体の指定等を行い、それぞれの算定を行うことは非常に難しく、これらを記載できなければ、仕様書において具体的な積算をすることは困難である。 そのため、複数の民間事業者から企画提案を募り、その中から最も優れたものを選定することで、事業効果の最大化を図る必要がある。 以上の理由により、価格競争に適さないことから、公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案を行った者を契約候補者として選定した。 よって、契約の相手方が最も優れた提案を行った者に特定されることから、競争入札によることができないため、随意契約とする。	第167条の2第1項第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度　限度額を超えた随意契約一覧表　　部局名：地域振興部　　2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	地域振興部	新幹線対策課	2021年 8月13日	西九州新幹線関西・中国圏等広報プロモーション業務委託	24,310,000	長崎市出島町11-1 株式会社長崎国際テレビ 代表取締役社長　袴田　直希	本業務は、九州新幹線西九州ルートの情報（開業時期、停車駅、ルート等）と長崎県の魅力などについて、関西・中国圏等における認知度を向上させ、本県への誘客促進を図るため、関西圏・中国圏の主要駅等において、電車中吊り広告や駅のデジタルサイネージ、ポスターを活用したPRや観光PR、試食、物販、ノベルティグッズの配布等を内容としたイベント開催等のスポット的なPRを行うものである。 そのため、交通事業者を活用した戦略的なプロモーション（効果的な媒体の選定等）やイベント開催に深い知見や企画立案能力を有し、かつ、業務を効果的に実施できる事業者に委託する必要があり、県で企画するよりも民間の企画力を活用することが、県外のターゲットにしっかり訴求するものになる。 さらに、本県にはこうしたノウハウが少なく、県単独で使用する媒体の指定や具体的なプロモーションの手法、イベント開催場所の選定等を行い、それぞれの算定を行うことが非常に難しく、これらを記載できなければ、仕様書において具体的な積算をすることは困難である。 そのため、複数の民間事業者から企画提案を募り、その中から最も優れたものを選定することで、事業効果の最大化を図る必要がある。 以上の理由により、価格競争に適さないことから、公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案を行った者を契約候補者として選定した。 よって、契約の相手方が最も優れた提案を行った者に特定されることから、競争入札によることができないため、随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度　限度額を超えた随意契約一覧表　　部局名：地域振興部　　2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	地域振興部	新幹線対策課	2021年 8月27日	西九州新幹線開業ＰＲ広告掲載業務	4,400,000	長崎市茂里町３番１号 株式会社　長崎新聞社 代表取締役社長　徳永 英彦	西九州新幹線の開業は、１年後の令和４年秋と迫っており、県民のさらなる気運醸成に向け、開業１年前となる今年の秋を皮切りに、県内各地で行われる各種イベントを含め、タイミングを捉え、効果的な情報発信を行う必要がある。 県内全地域において、新幹線開業への期待感、来訪者への心のこもったおもてなし等、県民ひとりひとりが積極的に取組むためには、インパクトのある紙面と効果的な内容により、県民を対象とした西九州新幹線開業ＰＲの新聞広報を行うこととする。 新聞広報は、総覧性、詳報性、保存性を生かした内容で、県民に開業が近づいていることを訴求、認知拡大・気運醸成に繋げることが可能である。 長崎新聞社は、県内最大の部数（１６．７万部、占有率約５３パーセント）を発行しており、特に沿線市では、長崎市約６１パーセント、諫早市約５４パーセント、大村市約４９パーセント、沿線市以外の島原半島三市では、約７３パーセントに上る。 このようなことから、西九州新幹線の沿線市はもとより、一人でも多くの長崎県民に周知を図り、当該業務の効果を最大限に引き出すためには、長崎新聞社への広告を掲載することが最も適当である。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度　限度額を超えた随意契約一覧表　　部局名：地域振興部　　2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	地域振興部	新幹線対策課	2021年 10月5日	西九州新幹線シンポジウム開催等業務委託	6,999,300	福岡県福岡市中央区天神1-4-1 株式会社　西日本新聞社 代表取締役社長　柴田建哉	令和４年秋の西九州新幹線開業に向け、開業１年前を迎える秋に、福岡県民や九州全体に対し、西九州地域発展のためのツールとしての紹介や広報・啓発を図ることを目的として、国土交通省やＪＲ九州に協力いただき、JR博多シティのJR九州ホールでシンポジウム等を開催するもの。 　シンポジウムでは、本県の開業に向けた準備状況や魅力等を紹介するとともに、鹿児島ルート10年の効果等の講演を予定しているが、単に開催するたけではなく、新聞紙面にも特集記事を掲載し、福岡県をはじめ、九州全体に発信し、普及啓発することを目的としている。 　西日本新聞社は、国土交通省やJR九州と連携し、令和元年11月に「北部九州の未来をひらく交通インフラを考える」と題した地域活性化シンポジウムを主催した実績があり、また、事前の告知や西九州新幹線について議論したシンポジウムの結果についても紙面に掲載した実績がある。 　西日本新聞の発行部数は、朝刊51万4104部（2020年1〜6月）と全国紙、ローカル紙を含め九州一であり、新聞紙面を活用して、多くの福岡県民や九州の方々に西九州新幹線について理解を含めてもらうためには、最も有効なツールである。 　福岡市内でのこうしたシンポジウムの開催について、特集記事の構成を考えながら、パネリストの人選やシンポジウムの事前調整、進行台本の作成、また、集客のための事前告知等の運営委託に加えて、開催結果の新聞紙面への掲載等まで一括して委託できるのは、福岡市内における実績がある西日本新聞社に限られる。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度　限度額を超えた随意契約一覧表　　部局名：地域振興部　　2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	地域振興部	新幹線対策課	2021年 10月6日	西九州新幹線開業シンポジウム出演業務	1,419,830	東京都千代田区六番町４番地５ Seed&Flower合同会社 代表　今野義雄	令和４年秋に開業する西九州新幹線（武雄温泉～長崎）については、開業１年前を迎える今年の秋から、新幹線の開業や長崎県の魅力を積極的に情報発信するなど、ＰＲ活動を強化している。 　今回、開業１年前イベントを県民の気運醸成のため県民限定で開催することとしており、経済団体はもとより、今後新幹線を長く活用していただく若者をはじめ幅広い職種や年齢層の方々に参加していただく必要がある。 　このため、長崎にゆかりがあり、幅広い層に知名度と発信力がある若い著名人に西九州新幹線の長崎県の広告塔として、開業１年前から開業まで継続して活動していただき、令和４年の開業と長崎県の魅力を広く情報発信し、気運醸成と誘客促進に繋げたいことから、長崎にゆかりがあり、発信力のある長濱ねる氏にイベント参加及び広報大使に就任していただくことを依頼するため、長濱氏が所属するSeed&Flower合同会社と契約する必要がある。 　知名度、出演料、今後の活動への寄与度を考えると長濱氏が適任である。	第167条の2第1項第2号
26	地域振興部	新幹線対策課	2022年 2月4日	西九州新幹線開業PR等業務委託	1,973,400	長崎市大黒町14－5 JR九州エージェンシー長崎支店 支店長　田口　直幹	本年秋に開業する西九州新幹線（武雄温泉～長崎）については、県外プロモーション事業を計画しており、その際 インパクトのある情報発信をするために、西九州新幹線長崎県広報大使を起用し、長崎を訪れたいという気持ちに誘導するため、鉄道旅を連想させる映像（興味・関心を抱かせる映像）やCMを制作することとしている。 　映像にあたっては、広報大使から広告代理店の活用を求められており、駅や列車内で撮影する場合、現場確認や一般の方々への配慮等、ＪＲ九州との調整が必須であり、鉄道を絡ませた提案にスムーズに対応できること及び提案した場所での動画等の撮影が、効率的に実施できる事業者は、JR九州の関連会社の広告代理店であるJR九州エージェンシーに限られる。 　また、駅や列車内のほか、視聴者が興味を抱くような鉄道事業における、特別なロケーションでの撮影許可を得ることが期待できる業者は、ＪＲ九州エージェンシーのみである。	第167条の2第1項第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度　限度額を超えた随意契約一覧表　　部局名：地域振興部　　2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	地域振興部	県庁舎跡地活用室	2021年 7月7日	官民連携による基本構想具体化支援業務	15,400,000	東京都大田区新蒲田一丁目17番25号 株式会社富士通総研 代表取締役　林　恒雄	本業務は、民間事業者等へのヒアリング等を通じて整備・運営側の意向を把握し、跡地活用における効果的な機能整備や運営につなげていくための事業スキーム等の提案や基本設計等に向けた仕様等の具体化について委託するものである。 今回、県庁舎跡地において整備を検討している複合的な施設については、整備・運営側（民間事業者等）の十分な意向把握や、それに基づく実現可能な事業スキーム等の構築が大変重要であるが、これらについての知見は本県にはなく、県単独で事業スキームの構築や基本設計等に向けた仕様等の整理を行うことは困難である。 以上の理由により実施した公募型プロポーザル方式により採用された者に契約の相手方が特定されることから、随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
28	地域振興部	県庁舎跡地活用室	2021年 8月2日	長崎県庁舎跡地紹介映像制作業務	3,550,000	長崎市茂里町３番２号 長崎文化放送株式会社 代表取締役　壹岐　正	本業務は、県庁舎跡地の歴史的価値等について県民の理解促進を図るため、幅広い年齢層の県民向けの跡地紹介映像を制作するものである。 制作にあたっては、映像の構成・演出や脚本の作成といったクリエイティブな技術力が必要となるが、これらについて県は十分なノウハウを有しておらず、詳細な仕様書の作成も困難である。以上の理由により実施した公募型プロポーザル方式により採用された者に契約の相手方が特定されることから、随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。